

6. 介護サービス情報の公表の準備について

ア 平成17年度の取組み

介護サービス情報の公表については、都道府県において、都道府県内の介護サービス事業者の調査や介護サービス情報の公表に係る実施計画の策定、事業者からの公表すべき情報の受理、調査が必要な情報に係る調査の実施、情報の公表等の事務を行うこととなる。また、これらの事務を外部機関に行わせる場合には、当該外部機関の指定事務を行うこととなる。平成17年度においては、当該外部機関を含めて、これら事務の実施体制等を準備し、円滑な制度の施行に備える必要がある。

また、昨年度、社団法人シルバーサービス振興会が実施した介護サービス情報の公表に関する調査研究事業に係る報告書は近々公表されることとなっており、国としては、当該報告書を踏まえて具体的な実施体制等の準備の方向性をお示しすることとしている。

また、平成17年度においては、当該報告書に掲載される訪問看護、特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）及び居宅介護支援に係る事業所情報公表項目案を踏まえたモデル事業を実施するとともに、調査員の養成や制度の普及・啓発等を行う制度施行準備・支援事業、介護サービス情報の公表システムの整備等について、国庫補助事業により全都道府県を対象として実施することとしている。

イ 全国的な協議・支援体制の構築

本制度は、利用者による適切な介護サービス（事業者）の選択に資するよう、介護サービス事業者に対して介護サービス情報の公表を義務づけるものであり、全国における調査の均質性の確保や都道府県の区域を超えた情報の公表の仕組みの構築、効率的な調査員の養成など国や都道府県間等において必要な支援を行っていく必要があると考えている。

このため、国、都道府県、都道府県からの指定が予定される外部機関、平成17年度に引き続き調査研究等を行うこととしている社団法人シルバーサービス振興

会等の参画による「介護サービス情報の公表制度施行準備・支援協議会（仮称）」を組織し、全国的・広域的見地から協働して推進していくことが適当と考えられる事項について、協議しながら連携し実施していくこととしているので、了知されたい。

ウ 全国担当者会議の開催

上記に係る具体的な内容等については、近々、介護サービス情報の公表担当者会議を開催し説明することとしているので了知されたい。また、当該会議についても、都道府県からの指定が予定される外部機関に参加していただくこととしているので、既にこのような機関を想定されている都道府県は予定願いたい。

なお、現在予定される平成17年度のスケジュールは、次のとおりである。

時 期	国	都道府県
平成17年度 前半期	<ul style="list-style-type: none">○実施方法、実施体制等の基本的考え方の提示○担当者会議の開催○都道府県モデル事業調査員養成 (訪問看護、特定施設入所者生活介護(軽費老人ホーム)、居宅介護支援)○公表システムの開発	<ul style="list-style-type: none">○具体的な実施方法、実施体制等の検討開始○同左○同左○都道府県モデル事業の実施 (訪問看護、特定施設入所者生活介護(軽費老人ホーム)、居宅介護支援)
後半期	<ul style="list-style-type: none">○公表システム導入支援○普及・啓発	<ul style="list-style-type: none">○公表システムの導入○調査員の養成（準備が整ったサービス）○普及・啓発
平成18年度	改正介護保険法施行	報告の受理、調査、公表の実施